

平成20年度

国立大学法人旭川医科大学

年度計画

(平成20年3月31日届出)

## 平成20年度 国立大学法人旭川医科大学 年度計画

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

###### ○ 教養教育及び医療専門教育の成果に関する具体的目標の設定

① 「高い実践的臨床能力」を育成するために、的確な診断・治療を行うための基本的臨床能力、高度先端医療を適切に実践するための論理的思考能力、課題を主体的に解決するための問題解決能力等を重視した教育を推進する。

② 「豊かな人間性」を育成するために、患者理解のための臨床心理学的能力、患者及び他の医療従事者との適切なコミュニケーション能力、患者の人権・生命の尊厳等に関する高い倫理観等を重視した教育を推進する。

また、教育改革のグランドデザインに基づき、平成21年度カリキュラム改正に向けて、豊かな人間性を育成するための教育について検討する。

③ 「国際的なコミュニケーション能力」を育成するために、文化・歴史・社会問題等に関する幅広い視野と、外国語によるコミュニケーション能力を重視した教育を推進する。

また、教育改革のグランドデザインに基づき、平成21年度カリキュラム改正に向けて、国際的なコミュニケーション能力を育成するための教育について検討する。

###### ○ 教育の成果・効果の検証に関する具体的目標

学生の教育活動に関する追跡システムを、教育センターと協力してさらに充実させるとともに、これを基に、学生の活動に関する追跡調査を行い、教育の成果・効果を検証する。

###### ○ 平成20年度の学生収容定員

〔別表に記載〕

##### (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

###### ○ アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

###### (i) 学士課程

① アドミッション・ポリシーの周知徹底を図るとともに、より地域医療

に関心を持つ受験生を増やすため、オープンキャンパスや高校訪問及び大学説明会を積極的に推進するとともに、さらに高校との連携も検討する。

また、新しく導入した特別選抜（地域枠推薦入学及びＡＯ入試北海道地域枠）の意義を、大学説明会等を利用して道内の高等学校に広く周知させる。

- ② 平成２１年度入試から導入する「ＡＯ入試北海道地域枠（定員３５人）」の選抜方法及び実施内容を検討し、初めての入試を実施する。

また、看護学科の推薦入試のため、より本学のアドミッション・ポリシーに沿った学生が推薦されるよう、高等学校との連携を検討する。

- ③ アドミッション・ポリシーに沿った人材を受け入れるという観点から、主に平成２０年度入試から導入された地域枠推薦入試及び面接を導入した看護学科前期試験に関して選抜方法等を検証する。

#### （ii）大学院課程

大学院進学を勧めるためのPR活動を積極的に行う。

### ○ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

#### （i）学士課程

- ① 平成２１年度カリキュラム改正において、入学初期のアーリーエクスプロージャーⅠ、２年次のアーリーエクスプロージャーⅡをICM（introduction to clinical medicine）と位置付け、講義と結びつける体系化を検討する。
- ② 医学・看護学の基礎教育としての適正性、コア・カリキュラム等との整合性、及び基礎から応用までをカバーする知識の一貫性という観点から見直し、全カリキュラムを改正する。
- ③ 平成２１年度カリキュラム改正において、地域（僻地）医療教育について教育センターで改善を検討する。

#### （ii）大学院課程

- ① 生命倫理に関する医学セミナーを実施する。
- ② 専門領域を横断する統合セミナー、海外からの研究者による特別セミナーを実施する。
- ③ 英文論文執筆に関する特別講義を実施する。

### ○ 授業形態・学習指導法等に関する具体的方策

- ① リメディアル（補習）教育科目を充実させる。
- ② 平成２１年度カリキュラム改正において、チュートリアル教育の再構築を検討する。

- ③ 入学初期のアーリーエクスポージャーⅠ、２年次のアーリーエクスポージャーⅡを I C M (introduction to clinical medicine) と位置付け、講義と結びつける体系化を検討する。
- ④ 平成 21 年度カリキュラム改正において、医療・福祉施設等における実習や診療参加型臨床実習について実情に即した改善を図る。
- ⑤ オンライン英語学習システムの利用を促進する。また、海外からの医療従事者の来訪時に、シンポジウム等を開催し、国際的なコミュニケーション能力を育成する。
- 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策
  - ① 各教員の成績評価基準に関する実態調査を実施し、評価基準が科目毎に異なるかを検証する。
  - ② 学業成績の優秀な学生を表彰する。

### (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 適切な教職員の配置に関する具体的方策
  - ① 一般教育担当教員の基礎教育及び大学院教育への参加により、学部教育・大学院教育の充実を図る。
  - ② 教育センターをさらに充実させ、教育支援体制の整備を進める。
- 教育内容の検討を行うための組織体制
 

研究戦略・教育支援室において、特色ある教育支援体制を引き続き検討する。
- 教育に必要な施設・設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策
  - ① 旭川医科大学図書館改革のグランドデザインに基づき、図書館の設備の充実に努め、利便性を高める。
  - ② 教育環境の整備と教育方法等の改善を図るため、引き続き講義室等にマルチメディア教育設備を整備する。
- 教育センターのスキルズ・ラボラトリー部門において、ユーズミーティングの開催、利用実態の把握などにより、活用の充実を図る。
- 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的な方策
  - ① 授業方法の改善につなげるためのワークショップの実施を検討する。統合科目での担当教員会議を教育センターのもとで開催し、コース設定の妥当性の検討を開始する。
  - ② 平成 17 年度に創設した顕彰制度について職員に広く周知するとともに、教育、研究及び診療活動等の活性化を推進するため、特に顕著な功

績があったと認められる職員を表彰する。

#### (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策
  - ① 「何でも相談窓口」、学年担当教員制度、オフィス・アワーの周知徹底と活用を促進する。
  - ② 大学院における相談員制度の周知徹底と活用を促進する。
- 生活相談、健康相談等に関する具体的方策
  - ① 実習参加学生に対する各種感染予防や放射線取扱いなどの健康指導を推進する。
  - ② 健康診断受診率の向上のためのPR活動や義務付けを推進する。
  - ③ 禁煙に関する相談、カウンセリングやセクハラ・アカハラの相談体制を充実させるとともに、啓発活動を推進する。
- 留学生に対する配慮
  - ① 留学生に対し修学支援体制を充実させる。
  - ② 留学生の住宅環境及び生活環境の向上に努める。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 目指すべき研究の方向性
  - ① 独創性のある生命科学の研究を推進する。
  - ② 地域に関連のある疾患の研究を推進し、健康増進に役立てる。
- 重点的に取組む領域
  - ① 高次機能維持・遺伝子発現制御・難治性疾患制御の分子基盤の研究を引き続き推進する。
  - ② 地域に関連のある感染性疾患・アレルギー性疾患・寒圏医学等に関する調査研究及び病態解明に関する研究を継続する。
  - ③ 遠隔医療システムの更なる高質化を図るとともに、幅広いネットワークを形成し、国内外の遠隔医療の推進に努める。
- 成果の社会への還元に関する具体的方策
  - ① ホームページに掲載した学内の研究情報を、随時更新する。
  - ② 学術成果リポジトリの構築に向けて、論文情報の登録を推進する。
  - ③ リエゾンオフィスを核として、関係機関との連携について検討する。
  - ④ 引き続き、民間企業等との共同研究等を推進する。
- 研究の水準及び成果の検証に関する具体的方策

- ① 研究の水準及び成果を、論文数・インパクトファクター等により客観的に検証する。
- ② 地域社会貢献型の研究について、平成17年度に確立した検証方法に基づき検証する。

## (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 研究戦略・教育支援室を充実させ、研究戦略にかかわる企画・立案・推進などの支援を行う。
- 研究活動の評価及び評価に基づく奨励制度の導入
  - ① これまでの評価方法を見直し、自己評価を実施する。
  - ② 各講座等から提出される研究活動の報告及びその審査に供する基準の見直しを行う。また、傾斜配分の重み付けの程度について再検討を行う。
  - ③ 平成17年度に創設した顕彰制度について職員に広く周知するとともに、教育、研究及び診療活動等の活性化を推進するため、特に顕著な功績があったと認められる職員を表彰する。
- 総合研究棟（いわゆる基礎臨床研究棟）改修に伴い、改修時の中央研究施設による研究支援を積極的に行う。
- 外部資金の獲得、知的財産管理等に係る具体的方策
  - ① 外部資金獲得のため、「独創性のある生命科学研究」を選定し、それに対し、学内で当該研究への参画研究プロジェクトを公募し研究班を形成する。
  - ② 文部科学省科学研究費補助金の申請を各教員1件以上行い、採択率の向上に努める。
  - ③ 厚生労働科学研究費補助金、CREST、NEDO事業等の申請について、学内研究プロジェクトは積極的に申請を行う。
  - ④ 知的財産創出手法、特許の出願や利益相反問題等への対応など、知的財産に関する学内啓発を行い、知的財産の計画的創出を図る。

## 3 その他の目標を達成するための措置

### (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 地域の医療従事者に対する生涯学習サービスの実施
  - ① スキルズ・ラボラトリーを地域医療従事者の技能の向上・維持のために開放する。
  - ② 遠隔医療センターのシステムを用いた学外の医療機関へのリアルタイムでの医療技術指導、画像診断及び病理診断サービスを拡充する。

- ③ ホームページにより医薬品情報の発信を充実する。
- 地域住民への予防・健康医学等の啓発活動及び学習の場を提供する。
  - ① 年2回以上の公開講座を開催する。
  - ② 住民の要請に応じて講師を派遣する「旭川医科大学派遣講座」の内容を充実させる。
- 社会人への教育上の配慮の促進
  - ① 夜間や夏季・冬季の休業期間中の研究指導等の配慮を継続する。
  - ② 大学院の長期履修コースを継続し、社会人学生の勉学環境に配慮する。
  - ③ 平成19年度に大学院博士課程を改組しており、その実効性を見定めつつ、医科学専攻大学院の設置に関する検討を進める。
  - ④ 卒後臨床研修終了後の病院勤務医に対して、博士課程（夜間開講）入学を積極的に勧める。
- 図書館の地域医療従事者への24時間開放の実施について広報し、利用の促進を図る。
- 国際的な交流や留学生の受け入れについての体制整備
  - ① 国際交流推進室において、外国大学等との学術交流・留学生交流の一層の推進に努める。現在実施されている講座等での国際交流実績に基づいて諸外国大学等との姉妹校提携について引き続き推進する。
  - ② 外国人研究者や留学生の宿泊施設を含めた国際交流センターの設置に向け、更に準備を進める。
- 発展途上国への研究・教育・技術供与を行う。

## (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- 患者本位の医療の充実・推進
  - ① 各部門のセンター化を図るなど、専門医療の高度化に努める。
  - ② 臓器別診療体制が構築されており、更なる充実を図る。
  - ③ 患者から、医療サービスの評価を受ける等、患者参加型の医療を充実させる。
  - ④ 救命救急センターの設置を、継続的に検討する。
  - ⑤ 今後も、緩和ケアの内容充実に努める。
  - ⑥ 病院給食の更なる充実を図ることで、質の向上を目指す。
- 診療支援体制の整備
  - ① 物流管理システム及び手術部物品管理システムの実績データを分析・活用し、経費削減に取り組む。
  - ② 地域医療機関・福祉機関との連携を強化するとともに、地域医療総合

- センターと腫瘍センター及び入退院センター（仮称）との協働を図る。
- ③ 「医療の均てん化」を目指した新しい遠隔医療ネットワークの研究開発（2-2）を継続的に行う。
  - ④ 医療技術の水準を向上させるため、先進医療にかかる設備等について、設備整備のマスタープランに基づき、継続的な計画のもと充実を図る。
- 高度先端医療の開発・提供
    - ① 高度な医療技術の開発や、患者のニーズに対応した先進医療を提供するため、高度先進医療専門委員会を中心に、医療技術水準の向上を図り、新たな診断・治療・医療技術等の開発を推進する。
    - ② 病院情報システム更新に伴う電子クリニカルパスシステムの全面的運用に向けて、更なる検討を行う。また、放射線部門情報システムを導入する。
  - 病院情報の公開と情報管理
    - ① 病院情報として、診療科、部門別の診療実績等をホームページ上において公開する。
    - ② 病院情報管理システムにおけるセキュリティを管理・点検し、必要な改善を実施する。
  - 医療の質やサービスに対して自己評価や外部評価による評価制度の検討
    - ① 病院機能モニター委員会による、定期的、継続的な自己点検の実施により、病院機能状況を把握し、恒常的な医療の質の向上を図る。
    - ② 目標・計画にかかる自己点検を実施し、病院運営の改善等に反映させる。
    - ③ 評価結果については、院内外に周知・公表する。
  - 安全管理（リスクマネジメント）体制の整備
    - ① 医師、コ・メディカルの勤務体制の見直しと、安全管理からみた人員配置の適正化の検討を、継続的に行う。
    - ② 安全な医療を提供するため、既存の安全管理体制が十分な機能を果たしているか検証・評価するとともに、更なる、機能強化の充実を図る。
  - 医療従事者等の教育・研修の充実
    - ① 引き続き、協力病院との連携・協力を強め、初期研修や後期研修を通じ、地域で一体となって医師を養成する体制を強化する。
    - ② 引き続き、院内の医師、コ・メディカル等職員の生涯教育として、各分野における専門的な生涯教育を行う。
    - ③ 職員の意識向上を目的として、接遇、経営戦略等に係る研修を実施する。

- ④ インターネットを介した「北海道メディカルミュージアム」を利用し、道内の医療従事者や住民に対し、身近な医療に関する知識や情報を提供する。
- 病院長補佐体制の強化
  - ① 健全な病院経営を目的に、学長特別補佐の参画のもと、病院経営戦略として、将来を見据えた基本計画を提案することで、病院長の補佐体制を充実させる。
  - ② 必要に応じて、看護部はじめ各診療部門等その専門性を考慮したメンバーにより、病院長補佐体制の強化を図る。
- 自己収入の増加
  - ① 自費診療の積極的な受入れを行い、増収を図る。
  - ② 先進医療の提供や特殊外来等における医療の高度化により、増収を図る。
  - ③ 病院管理会計システムを利用した収支分析を提示し、コストの意識改革を図る。
  - ④ 地域医療連携室の業務の拡充を図り、機能を強化することにより病院収入の増加を図る。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 学長を中心とした役員会等の構成員、規模等運営体制の改善点、問題点を検証し、必要に応じ見直しを行う。
- 各種委員会の見直しを行い、必要に応じ構成員に事務職員を加え、委員会等の運営改善を図る。
- 適正な経営戦略に立った学内資源配分の体制の下、設備整備マスタープラン等に基づき、効率的な設備投資等を行う。

### 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 教育研究組織の見直しの方向性  
将来構想検討委員会で取りまとめた教育研究組織の見直しの方向性に係る基本方針に基づき、その具体化について、引き続き検討する。

### 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 女性教員の割合を増加させる方策を検討する。
- 法人間での教員の流動化を図るため、人事運営上の条件整備について検

討する。

- 職員の適性を考慮し、専門的能力を有した人材を育成する。また、組織及び職員個々の活性化のため、他機関との人事交流を図る。
- 教室系事務職員の事務局への配置換を3年計画の最終年度として実施する。
- 接遇研修及び監督者研修を含む各種研修に積極的に参加させ、職員の資質の向上を図るとともに、研修指導者を早急に養成する。

#### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 事務組織の見直しを図り、必要に応じて再編・統合するなどの体制を整備し、職員の効率的配置を進める。
- 業務の外部委託等について、契約の集約化、複数年契約など、継続的・積極的に推進する。

### III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ① 競争的資金獲得のため、文部科学省科学研究費補助金の申請を各教員1件以上行う。
- ② 外部資金獲得増加の方策として、教育・研究の支援を目的とした募金活動を継続する。
- ③ 公募外部資金に関する応募対象者に対する相談体制を強化するとともに、説明会を行う。

#### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 事務組織の再編・事務等の効率化により、管理的経費の抑制に努める。
- 総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費の削減を図る。

#### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策  
共同利用施設の研究用スペースについて、有効利用を促進する。

### IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

#### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 点検・評価の結果を大学運営に反映させる。

- これまで実施した教員評価について検証し、その結果を踏まえた教員評価を実施する。
- セクシュアル・ハラスメントの防止、アルバイトを含む兼業の許可、産学連携の相手との関係などについて、教職員・学生の遵守すべきガイドラインを学内外に周知・公表する。

## 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ① 認証評価機関等が構築するデータベースとの連携を視野に入れたデータベース化を推進するとともに、社会への知的情報の提供に努める。
- ② 大学と社会の間の連携機能を強化するために、大学のホームページを更に充実させる。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 第2期中期目標・中期計画に向けて、平成21年度までの2ヶ年で、全学のキャンパスマスタープランの見直しを行う。
- 施設の有効利用、効率的運用を実施する。
  - ① 各分野の教育研究の特性に応じた弾力的な施設の活用を図るとともに、プロジェクト型の研究や競争的資金による研究のためのスペースを確保する。
  - ② 施設の有効利用を促進する。総合研究棟（いわゆる基礎臨床研究棟）改修に伴い、施設・設備利用状況のテータ修正を行う。
- 平成18・19年度に作成した「施設設備の管理体制計画」に基づき、施設管理を実施する。
- 平成18年度に策定した学内バリアフリー化整備計画に基づきバリアフリーを更に促進し、障害者等に配慮した施設へ整備する。
- 平成16年度に作成した修繕計画に基づき、予防的な施設の点検・保守・修繕を実施する。また、その進捗状況を勘案し、平成21年度までの修繕計画を見直す。

### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・健康管理に関する具体的方策

#### (1) 教職員・学生の安全・健康に関する具体的方策

- 有害物質・有害エネルギー取扱、実験・医療装置類取扱、廃棄物処理等に関し、適正な管理を行う。

- 教職員の特殊健康診断対象者を随時見直す。

## (2) 有害物質・有害エネルギー等の適正管理に関する方策

- 薬品類の購入・保管・共用・廃棄等の薬品安全管理運用システム（化学物質等管理システム）を導入する。

## VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額
  - 1 短期借入金の限度額  
15億円
  - 2 想定される理由  
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費等として借入れすることも想定される。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画  
現在のところ、重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

## IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、以下の使途に充てる。
  - (1) 教育・研究及び医療の質の向上（施設・設備の充実、要員等の整備）
  - (2) 組織運営の改善
  - (3) 若手教職員の育成
  - (4) 学生及び留学生等に対する支援
  - (5) 国際交流の推進
  - (6) 産学官連携及び社会との連携の推進
  - (7) 福利厚生の実施

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

| 施設・設備の内容           | 予定額       | 財 源                             |
|--------------------|-----------|---------------------------------|
| ・総合研究棟改修<br>・小規模改修 | 総額<br>960 | 施設整備費補助金<br>(927)               |
|                    |           | 長期借入金<br>(0)                    |
|                    |           | 国立大学財務・経営センター<br>施設費交付金<br>(33) |
|                    |           |                                 |

(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### 2 人事に関する計画

- 1 平成17年度に教育研究分野の職に導入した任期制について、教員に周知徹底する。
- 2 職員の適性を考慮し、各種研修に積極的に参加させるなど、専門的能力を有した人材を育成する。
- 3 組織及び職員個々の活性化のため、国立大学法人等他機関との人事交流を積極的に行う。

(参考1) 平成20年度の常勤職員数 834人  
また、任期付職員数の見込みを180人とする。

(参考2) 平成20年度の人件費総額見込み 8,570百万円

(別紙)

○予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成20年度 予算

(単位：百万円)

| 区 分                 | 金 額    |
|---------------------|--------|
| 収入                  |        |
| 運営費交付金              | 5,629  |
| 施設整備費補助金            | 928    |
| 補助金等収入              | 43     |
| 国立大学財務・経営センター施設費交付金 | 33     |
| 自己収入                | 15,392 |
| 授業料及入学金検定料収入        | 607    |
| 附属病院収入              | 14,641 |
| 雑収入                 | 144    |
| 産学連携等研究収入及び寄附金収入等   | 980    |
| 目的積立金取崩             | 265    |
| 計                   | 23,270 |
| 支出                  |        |
| 業務費                 | 18,766 |
| 教育研究経費              | 3,934  |
| 診療経費                | 14,832 |
| 一般管理費               | 854    |
| 施設整備費               | 961    |
| 補助金等                | 43     |
| 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等  | 980    |
| 長期借入金償還金            | 1,666  |
| 計                   | 23,270 |

[人件費の見積り]

期間中、総額 8,570 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 5,961 百万円。)

注) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用  
見込額 30 百万円。

2. 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位：百万円)

| 区 分           | 金 額    |
|---------------|--------|
| 費用の部          |        |
| 經常経費          | 22,225 |
| 業務費           | 19,509 |
| 教育研究経費        | 1,413  |
| 診療経費          | 8,560  |
| 受託研究費等        | 358    |
| 役員人件費         | 80     |
| 教員人件費         | 2,757  |
| 職員人件費         | 6,341  |
| 一般管理費         | 285    |
| 財務費用          | 367    |
| 雑損            | 3      |
| 減価償却費         | 2,061  |
| 臨時損失          | 0      |
| 収入の部          |        |
| 經常収益          | 21,964 |
| 運営費交付金        | 5,334  |
| 授業料収益         | 471    |
| 入学金収益         | 59     |
| 検定料収益         | 26     |
| 附属病院収益        | 14,641 |
| 受託研究等収益       | 358    |
| 補助金等収益        | 43     |
| 寄附金収益         | 548    |
| 財務収益          | 5      |
| 雑益            | 172    |
| 資産見返運営費交付金等戻入 | 173    |
| 資産見返寄付金戻入     | 33     |
| 資産見返物品受贈額戻入   | 101    |
| 臨時利益          | 0      |
| 純利益           | △ 261  |
| 目的積立金取崩益      | 265    |
| 総利益           | 4      |

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 収支不均衡について

$$\begin{array}{rcccl} \text{(経常収益)} & & \text{(目的積立金取崩益)} & & \text{(経常経費)} \\ 21,964\text{百万円} & + & 265\text{百万円} & - & 22,225\text{百万円} = 4\text{百万円} \end{array}$$

※不均衡の理由

○ プラス要因

①"収入の部"附属病院収益のうち長期借入金償還金と、"費用の部"財務費用（借入金支払利息分）との差

$$1,666\text{百万円} - 364\text{百万円} = 1,302\text{百万円}$$

②"費用の部"教育研究経費及び診療経費のうち、病院収入を財源とした固定資産取得予定額

$$264\text{百万円} + 192\text{百万円} = 456\text{百万円}$$

○ マイナス要因

①減価償却費と資産見返戻入との差

$$2,061\text{百万円} - (173+33+101)\text{百万円} = 1,754\text{百万円}$$

○ 計

$$(1,302\text{百万円} + 456\text{百万円}) - 1,754\text{百万円} = 4\text{百万円}$$

### 3. 資金計画

#### 平成20年度 資金計画

(単位：百万円)

| 区 分             | 金 額    |
|-----------------|--------|
| 資金支出            | 24,246 |
| 業務活動による支出       | 19,753 |
| 投資活動による支出       | 1,677  |
| 財務活動による支出       | 1,666  |
| 翌年度への繰越金        | 1,150  |
| 資金収入            | 24,246 |
| 業務活動による収入       | 21,842 |
| 運営費交付金による収入     | 5,629  |
| 授業料及入学金検定料による収入 | 576    |
| 附属病院収入          | 14,499 |
| 受託研究等収入         | 358    |
| 補助金等収入          | 43     |
| 寄附金収入           | 593    |
| その他の収入          | 144    |
| 投資活動による収入       | 961    |
| 施設費による収入        | 961    |
| その他の収入          | 0      |
| 財務活動による収入       | 0      |
| 前年度よりの繰越金       | 1,443  |

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

別表（学部 of 学科、研究科 of 専攻等）

|        |           |                                |
|--------|-----------|--------------------------------|
| 医学部    | 医学科       | 590人<br>(うち医師養成に係る分野 590人)     |
|        | 看護学科      | 260人                           |
| 医学系研究科 | 細胞・器官系専攻  | 18人<br>〔うち修士課程 0人<br>博士課程 18人〕 |
|        | 生体情報調節系専攻 | 28人<br>〔うち修士課程 0人<br>博士課程 28人〕 |
|        | 生体防御機構系専攻 | 10人<br>〔うち修士課程 0人<br>博士課程 10人〕 |
|        | 人間生態系専攻   | 4人<br>〔うち修士課程 0人<br>博士課程 4人〕   |
|        | 医学専攻      | 30人<br>〔うち修士課程 0人<br>博士課程 30人〕 |
|        | 看護学専攻     | 32人<br>〔うち修士課程 32人<br>博士課程 0人〕 |